

空き家を考える

空き家は自分のこと、地域のこと

身近に空き家が増えていると感じませんか。町の調査では、今年3月時点で町内に155棟の空き家があることを確認しています。

倒壊寸前までに放置された危険空き家は、地域にとって深刻な問題です。空き家を増やさないためにできることはなんですか？空き家になってしまった場合、どうすればいいのでしょうか？

皆さんの身近な空き家問題を取り上げます。

増える空き家

人口減少と核家族化、高齢者世帯の増加などを背景に、全国的に空き家が増えています。

空き家にしておく理由はさまざま、国土交通省の調査では、「物置として使う」、「解体費用をかけたくない」、「特に困っていない」などが上位となっています。

空き家というだけで直ちに問題になるわけではありませんが、町内で確認されている155戸の空き家のうち、その半数以上が「使用困難」もしくは「倒壊などの危険性がある」に判断されています。管理不足の空き家は急速に老朽化し、やがて危険空き家となり、悪影響は敷地内にとどまらず周辺住民の生活を脅かします。

本町では平成25年度に「空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、所有者の責任を明確にした上で、地域や行政の役割を明らかにしました。通報などにより管理不足な空き家が確認された場合、立入調査が行われ、適正に管理されていないと判断された場合は、行政指導として「助言・指導」および「勧告」がなされます。正当な理由がなく勧告に従わない場合は措置命令が行われ、命

悪影響の具体例



空き家大辞典（山形県県土整備部）より

令に従わない場合は所有者の氏名などの情報が公表されます。さらに、そのまま放置し住民の日常生活に著しく悪影響を及ぼす場合は、行政が所有者などに代わり解体を含む必要な措置を行う場合があります。その費用は全額所有者などに請求されます。

管理不足な空き家の悪影響

空き家の管理は所有者の責任ですが、空き家の問題は、所有者の問題にとどまらず地域全体に波及します。

管理不足な空き家により生じる悪影響や問題は、防災・防犯、衛生、景観など多岐にわたります。さらに、不動産物件としての価値の低下をもたらす、資産としての有効活用機会損失にもなります。

空き家を放置しない、増やさないために

空き家と向き合う

「空き家なんて自分には関係ない」と思っていませんか？今はご両親や親戚が住んでいるその家は、将来、あなたが所有者になるかもしれないのです。

国土交通省の調査によると、空き家の所有者になった理由の56%は相続です。空き家問題は、家を持っていれば誰もがいつかは直面する問題です。将来を見据えて早めの対応が大切です。

町の取り組み

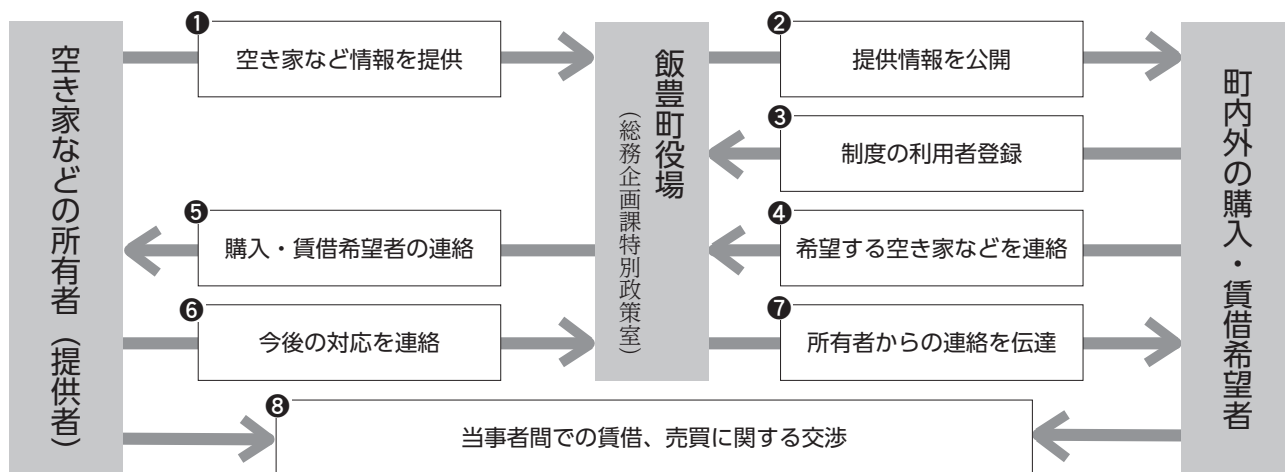
◎「空き家バンク制度」～空き家情報を利用希望者に紹介します～

所有者からお寄せいただいた空き家などの情報を、町ホームページに掲載して、空き家などを利用したい方との橋渡しを行っています（空き家バンク制度）。掲載情報は、空き家のほか、空き店舗や工場、空き地です。

所有されている不動産を無駄にせず、役場に情報をお寄せください。今年10月から国土交通省事業の「全国版空き家・空き地バンク」とも連携して、情報発信を強化しています。

◆相談・問合せ先／役場総務企画課特別政策室 ☎87-0695

【空き家バンク制度の仕組み】 町ホームページのトップページキーワード検索



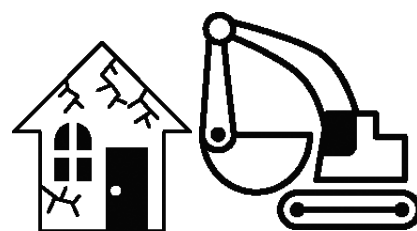
◎老朽危険空き家の解体・撤去を支援します

住民生活の安全・安心、町内の景観保全を目的に老朽危険空き家の解体・撤去を支援しています。老朽危険空き家に該当するかは下記にお問い合わせください。

支援内容／解体撤去工事の2分の1以内の金額（上限は40万円）を補助。

※町内業者に解体工事を依頼した場合は、解体撤去費が20万円を超える場合10万円を加算します。

◆相談・問合せ先／役場住民税務課生活環境室 ☎87-0514



◎空き家に関する無料相談会

空き家の売買、賃貸、解体、相続、リフォームなどについて、山形県空き家活用支援協議会と協力して無料相談会を開催します。

日時／平成30年1月28日(日)13:00～16:00

場所／あ～す2階会議室

対象者／町内の空き家・空き地の所有者、または管理者

対応者／不動産協会（宅建・全日）および司法書士会の方

申込方法／平成30年1月15日(月)までに下記にお申し込みください

※当日相談も可能ですが申込者を優先します。

◆申込・問合せ先／役場総務企画課特別政策室 ☎87-0695